

平成27年9月16日

## 9月4日総会「役員選挙」経緯報告

選挙管理委員戸田游晏

平成27年9月4日に開催された、定期会員総会第5号議案の役員選挙にあたり、選挙管理委員にご承認頂いた戸田游晏です。

このたびの選挙が、投票行動半ばで中止となった経緯につき、ご報告致します。

本報告は、本来なら、選挙管理委員長佐藤和喜雄氏より行われるべきです。しかしながら、佐藤氏が選挙中断を宣言した際、選挙の継続方法については、佐藤選管長、亀口大会委員長のいずれからも告知はありませんでした。

そこで、選挙翌朝の9月5日、戸田は急遽、選挙継続方法の提案書（※1）を作成し、大会会場にて、佐藤氏と前21期運営委員長谷奥氏に手渡しました。

しかしながら、この提案は、14日付けの以下の谷奥氏名義の回答書により、却下（※2）されました。

以後本日に至るまで、選挙中断についての責任を、最も負うべき佐藤選管長からの役員選挙経緯の報告は一切為されてはおりません。

本来中立な立場にあるべき選挙管理委員の長が、管理事務決裁を、次期立候補者がほぼ全てを占める前期運営委員会の意向に従う言動を行うことは、極めて不公正であると言わざるを得ません。

佐藤氏におかれては、旧21期運営委員会の言いなりになって便宜をはかり、旧21期構成役員に都合良く選挙運営する事が、自らの第一義

の責務であると誤認されているのでしょうか。

佐藤氏の具体的な問題行動を、以下時系列に則して報告します。

### <選管立候補への妨害>

会場閉場時間が迫り、第5号議案役員選挙を第2号以下当日議案を含む諸議案を先送りして挙行することとなりました。

これに際し、佐藤選管長は氏が個人的に依頼していた宮本氏を選管に推挙しました。同時に、選管に立候補した戸田に対し、「辞退せよ」と迫りました。これを戸田が拒否し、議場での賛成多数で戸田は選管に就任致しました。

### <当日立候補を認めない姿勢を裏付けるための会則の新たな解釈>

佐藤選管は、本学会慣例の「当日立候補」を、新たに会則13条の「原則として」への独自の判断から、「認めない」可能性を議場に諮りましたが、多数により当日立候補が認められました。そこで、3名の立候補者が新たに書面にて立候補の申し出を行いました。

この過程で、副議長金田氏の立候補への妨害のざわめきが、旧役員集団の席から起こり、これに抗弁した戸田を、正面前列に着座していた手林氏は威圧的に睨みつけ「うるさい」と叱責し、戸田は非常な脅威を感じました。

### <佐藤選管用意の投票用紙は、当日立候補を想定しない様式>

佐藤氏は予め立候補者の氏名を記して信任の可否（○と×）を記入する様式の、学会印を押印したB6投票用紙を用意していました。ここから、佐藤氏の思惑として、当日立候補者を認めるか否かを議場に諮るのは形式のみであり、当初から当日立候補を認めない予定であったことが推測

されます。

その目論みが狂い、佐藤氏は、その小片の投票用紙のわずかな余白に、投票者自ら3名の当日立候補者の氏名を書いて、さらにそこに○×を入れよとの指示をしました。

これに対し、戸田は、A4の罫と空欄のみの投票用紙を用意しており、これへの氏名記入を提案しました。

この様式は、慣例通り当日の立候補を見込みかつ、自ら信任の重責を任じて信任者氏名を記すことの自覚を求めたものであり、空欄に信任する者氏名を数の制限なく記す様式でした。

#### <投票用紙配布の妨害と当日立候補者への威圧>

この両者の投票方式を議場に諮り、戸田提案の投票方法が採択され、ただちに数名の出席者の協力で、投票用紙の配布が行われました。

この間、当日立候補者に対して、短時間で所信を述べるようにとの要請が旧運営委員の中から出ましたが、あまりにも慌ただしい中での所信表明要請は現実的なものではなく、これは成されませんでした。

このことが、旧役員の間からの十分な討論の提案を当日立候補者が拒んだとの意味付けを許すこととなったのです。この間に、戸田は宮脇氏から「この混乱を（会員報告に）書くぞ」との恫喝を受けました。

配布を懸命に行う会員に対し、旧運営委員らは非協力的態度を隠すことなく、投票用紙の様式への拘りや揶揄を申し立て、用紙交換を口々に申し出るなど、結果配布完了に遅延がもたらされました。

#### <旧21期役員の一斉棄権による投票妨害に日和った佐藤選管長>

信任者の氏名ではなく氏のみ記載で可とする戸田の案に谷奥氏が賛

同じ、信任者の姓の記名が懸命に為されていた途上で、突然、宮脇氏が怒号と共に棄権すると宣言し投票を放棄しました。

これに続き、左前方の演台近くの最前列に集まっていた旧役員が次々と棄権しました。

これを間近に見た佐藤選管長が、あたかも旧役員らと阿吽の呼吸を合わせたかのように、選挙の中止を宣言したのです。

重要なことは、この時点では未だ会場管理者からの退去の申し出は為されてはいなかったということです。

また、旧役員以外の殆どの有権者は、信任者の姓のみの記載を終了しておりました。これは佐藤宣言の直後に、多くの有権者から戸田に直接手渡された記載済み投票用紙により証明することが出来ます。

これら異様な事態は、選挙の存続ではなく中止を志向する集合的であたくな意志の働きにより生起されたと見なせるかもしれません。

以上が、22期役員選挙は投票終了直前での中断に至る経緯です。

佐藤氏は、選管長たる公正であるべき職責から逸脱し、形勢が不利と見た旧役員の暴挙を<同じ穴のムジナ>よろしく、意図的に看過したばかりか、民主主義の尊厳を踏みにじる行為に加担したと非難を受けるに値すると言わざるを得ません。

佐藤選管と運営委員会との間にどのような、事前協議が行われていたかは、戸田の関知するところではありません。総会議場においての、戸田の見聞きした事態は、上記の通りであることをここに宣誓致します。

### <結論：佐藤選挙管理委員長解任が妥当>

このように、旧来の仲間である旧執行役員らへの便宜を計ることに

汲々とし、正当な会員の権利の保全をないがしろにした佐藤和喜雄氏には、選管長としての資格を認めることは、わたくし戸田には出来ません。よって、佐藤氏の選挙管理委員長解任を求めると同時に、戸田が提案する選挙継続方法の継続総会においての審議と承認を求めます。

以上

\*\*\*\*\*

※1

平成27（2015）年9月5日

日本臨床心理学会2015年度総会  
出席会員総員並びに議決権委任会員各位

## 9月4日の役員選挙の継続手続きについて（意見書）

2015年度定期総会選挙管理委員  
戸田游晏

9月4日に行われた22期運営委員選挙は、会場の施錠規則により、投票行動の半ばで中断を余儀なくされました。

しかしながら、選挙そのものは、継続されていると判断されますので、以下の手続きを、選挙管理委員として提言致します。

### 1. 継続措置として郵送投票を行う

1)総会出席会員全員に、

- ・日本臨床心理学会角印を押印した投票用紙2枚（委任状持参者には4枚）
- ・同じく角印を押印した内封筒
- ・当日立候補者を含む12名の氏名と当日立候補者3名の所信表明文
- ・監事選挙用として出席会員（運営委員立候補者含む）の氏名を記載した用紙を同封して郵送する。

2) 投票者は、信任する運営委員名（数に制限無し）および、監事（1名）の

氏名を、ボールペン等消すことが困難な筆記具により記入する。

(書き誤りは棒線で消去し、押印する。)

3) 投票者は、これら2枚乃至4枚の投票用紙を、内封筒に封入、糊付け、3箇所の押印で糊付箇所を封印して、事務局(大学生協学会支援センター担当)に郵送する。差出人の住所氏名は、外封筒に明記する。

4) 事務局は、送付から一定期間(3週間を目処)を置いた締切日(消印)まで、到着した外封筒に通し番号を施して発信者名を記帳し、未開封のまま厳重に保管する。

5) 事務局は、締切後、発信者名リストを複写の上これらを一括して佐藤選管に送付するか、または、指定の開票日まで事務局にて厳重に保管する。

6) 開封と開票は、佐藤選管と他2名の選管とで行うこととし、開票日時と場所をHP等で公示し、立会人となる一般会員を募集する。

7) 一般会員(万一応募がなければ善意の第三者)複数名の立ち会いの下、外封筒の開封と開票(内封筒の開封)を行う。

## 2. 会則13条条文「運営委員の任務を遂行する意思を相互理解するため討論をつくしたのちに」の解釈

1) 中川聡氏は、個人発表(要旨は所信表明と同号の機関誌に掲載)により、金田恆孝氏と實川幹朗氏は、本総会の議長団を務めることにより本人が同定されている。

2) 各候補者の所信表明を、あらためて詳しく記した書面の添付により、候補者の任務遂行の意思の判断についての十分な比較検討が可能である。

## 3. 監事選出について

1) 14条条文「総会時に選出され、総会で承認される」とあり、通例、総会出席者の中からその場で選ばれ承認される。この状況を郵送投票で再現するため出席者氏名一覧を送付するが、信任対象はこれに限らず、その他の会員を信

任することを妨げるものではない。氏名表にはその旨の注記を施す。

2) 運営委員と監事に同時に信任された時は、票数が多い職名に就任する。

以上

~~~~~  
※2

2015年9月14日

戸田游晏様  
實川幹朗様

日本臨床心理学会  
第21期運営委員会  
運営委員長 谷奥克己

第21期運営委員会方針  
(2015年9月4日流会後)

はじめに

戸田游晏会員の「郵便投票実施の要望」、實川幹朗会員の「定期会員総会再開のための議場確保」についても読ませていただきました。

しかし、お二人の解釈や主張は、現実社会の定期総会に伴う諸問題の解釈とは違っています。私たち第21期運営委員会は、次の結論に達しましたので、お知らせします。

第21期運営委員会の現状認識

今回の総会は、第1号議案を修正承認後、實川議長からの提案で急遽議案の順序を入れ替え、第5号議案の役員選挙についての審議が行われました。しかし、総会冒頭から議長他による、例えば全投票の記名及び投票者を特定し得る写真撮影の提案など、会員の尊厳と安全を損なう 惧れが強い、民主主義的手続きに反する提案が次々と出され、それらに関する論議に膨大な時間を割かざるを得なかったため、第5号議案の審議時

間自体も不足していました。その上、その場での変則的な発言が相次ぐ中で、時間切れのため流会となり、散会しました。

そのため、新運営委員が決まるまでは、前運営委員会（第21期）の運営責任が継続されます。

具体的には、投票のため議場を閉鎖した後、「新たに立候補した3人が所信表明をするべきだ」「否（いや）、時間がないので、投票すべきだ」という意見等が飛び交う中で、会場（京都大学）の施錠時間である午後7時5分になったため、管理人に外へ出るように言われ、全員が会場の外に出ました。

このような事態について、運営委員会としては、「流会」か「延会（審議続行）」か、どちらになるのかを専門家の助言を得ながら討議しました。

「延会（審議続行）」の場合は、例えば議長があらかじめ、「もう少し冷静にもう一回、別の日程でこれを設けるといえるのはどうでしょうか。申し訳ないのですが時間切れになりましたので、延会（審議続行）を提案したいと思います」と諮り、決議しておく必要があります。

今回は、定期総会の決議で、定期総会の会期を延期することが出来ませんが、その決議はしておりません。

そのことは、実川幹朗議長自身が定期総会会場の外に出てからも、「外で投票したらいい」と発言されたことから明らかです。

そのため「延会（審議続行）」は成立しません。

役員投票についても、選挙管理委員長が「反対の声がたくさん出て、時間切れのため投票を中断します。投票用紙は回収して、無効にします。」という宣言をされたため、投票は不成立に終わっています。

しかし、選挙管理委員長の発言にもかかわらず、投票用紙も回収されないままで、持ち帰った人も多かったようです。以上が、当日の最終場面の状況だと第21期運営委員会は認識しています。

そのため、「延会（審議続行）」にするかどうかについては、次回の定期総会の場で、冒頭の議題として諮る必要があります。

流会で散会となったため、9人の立候補者以外の、3人の候補者も名前を名乗っただけで、12人全員が口頭での所信表明もしていません。

次回の総会冒頭で「延会」が承認されれば、議長と副議長も同じ人物となりますが、そこで必ず、利益相反行為になるかどうかを討議しなければなりません。利益相反行為とは、議長、副議長をしながら、立候補



を表明された後も、議長、副議長を継続することは、一方（立候補している自分たち）の利益になると同時に、他方（対立する候補者）への不利益になる行為になるからです。立候補を表明された時点で、新たに議長、副議長を選ぶ必要があるということです。

定期総会では、私たちに知識がなく、議論の結果、最終的に議長のみ投票権がなく、可否同数の時のみ議長が決するということでしたが、副議長の投票権や「延会（審議続行）」になった場合にも議長、副議長を継続する事の是非も討議する必要があります。

戸田游晏会員の郵便投票という提案は、あまりにも内容に無理な拡大解釈が多くありますので、郵便投票の方法は却下させていただきますので、御了承ください。定期総会は次の要領で開催いたします。

次の定期総会のみ開催につきましては、今回は関西の京都大学で開催しましたので、全国の会員の人たちが来やすいように、東京で開催しますので、ご参加の程よろしくお願ひします。

遠方からの会員のために東京駅周辺の会場を探したいと思います。

但し、日程については、全国の全会員に周知する時間が必要なため、11月23日（祝）か12月23日（祝）のどちらか又はどちらでも可かを御選択ください。時間は、午後に設定いたします。

以上の運営委員会の方針を御検討の上、9月24日（木）までに御返事をお願いします。